



着任の挨拶

山形税務署長 夏井 武彦



この度の人事異動で山形税務署長を拝命いたしました夏井武彦です。

公益社団法人山形法人会の皆様は、日頃から税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御支援を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

山形法人会は、昭和四十八年六月に仙台国税局管内において最初に社団化された伝統ある税のオピニオンリーダーとして、税制・税務に関する提言をはじめ、各種研修会等の開催、租税教室への講師派遣など、税知識の普及や納税意識の高揚に取り組んでいただいていると伺っております。

税務当局としても、国税庁の使命でもある適正・公平な課税と徴収の実現に向けて、申告納税制度の普及とコンプライアンスの維持・向上に努めていく所存であり、貴会が積極的に展開されております「自主点検チェックシート」の利用拡大は法人の適正な申告に寄与するものであると大いに期待しているところであります。引き続き、国税庁後援として貴会と連携・協調を図りつつ普及・定着に

協力していきたいと考えております。

さて、消費税につきましては、来年度に税率の引上げと同時に軽減税率制度の実施が予定されております。私どもといたしましては、事業者の皆様が制度の内容を十分に理解した上で、適切に対応いただけるよう、着実な周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでいくところでございます。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に対する講習会等の開催など、引き続き、国税当局の取組に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

更に、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の普及・定着につきましては、納税者の利便性の向上及び今後の行政運営の効率化にもつながりますことから、私どもも組織を挙げてその利用促進に取り組んでおります。

来年度以降、マイナンバーカードが普及するまでの対応ではあります。税務署のパソコンで職員による本人確認に基づき発行されたID

(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)だけでスマートフォン等からでもe-Taxで申告書等のデータ送信が可能となり、これまでマイナンバーカードとカードリーダーが無いため、e-Taxがご利用いただけなかった方にも、ご利用いただけるようになります。

これらの課題に對し、税務行政を円滑に推進していくためには、山形法人会の皆様のご支援が不可欠であると考えております。今後とも税務のよき理解者として一層の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、山形法人会の益々の御発展と会員企業の御繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

【略歴書】

職名 山形税務署長

氏名 夏井 武彦(なつい たけひこ)

生年月日 昭和33年11月30日生

経歴

昭和52年4月 仙台国税局

総務部総務課 採用

仙台派遣国税庁監察官

仙台南税務署副署長

仙台国税局

総務部 事務管理課長

一関税務署長

仙台国税局 課税第一

資産課税課長

いわき税務署長

国税庁仙台派遣監督

評価官室長

現職

平成30年7月

平成29年7月

平成28年7月

平成26年7月

平成25年7月

平成24年7月

平成22年7月

平成19年7月

大人の贅沢

えび、いかなど、
こだわりの厳選素材を
使用しました。

大人の贅沢なひとときを
お楽しみください。

マメに生きる DENROKU

株式会社でん六
山形市清住町3丁目2-45 〒990-8506
TEL (023) 644-4423
でん六ホームページ http://www.denroku.co.jp

平成30年度 青年部会経営セミナー

「ブランドの確立と効果的な発信」

～これからの時代のブランド作りについて～



平成30年7月10日(火)、天童ホテル(天童市)において青年部会経営セミナー並びにビアパーティーが開催された。経営セミナーでは、講師に塩入孔志氏(株式会社FIBS.lab代表取締役)を迎え、「ブランドの確立と効果的な発信」～これからの時代のブランド作りについて～をテーマに講演が行われた。

塩入氏は株式会社FIBS.labを設立。チラシ・看板等の印刷系デザインからホームページ等の制作・運用まで、企業イメージに統一感と品格を与えたトータルデザインプロデュースを強みとし、付加価値と差別化を提供するサービスを展開している。

どのようにしたら消費者に「価値」を伝えられるのだろうか？

自分の会社やお店のファンを増やしたい！でも具体的に何をすればいいの？など、これからの時代のブランドづくりについてわかりやすくレクチャーし、価値を知ってもらい価値をさらに高める施策として次の2点を挙げた。

1. ホームページ

ホームページは誰に何を売り、どうしてもらいたいという企業コンセプトを明確に、企業のあるべき姿を体現したブランディングデザインを施すことが重要。また、情報を自発的に取りに行くプル型の対策としてSEOを実施し、適切なキーワードを選定して、検索エンジンからのアプローチを狙う必要がある。

2. Facebook

フェイスブックはユーザーとの接触時間を作ることを意識して、ユーザーの生活の中にいかに接点を設けられるかが大事。そしてCGM(※)という考え方をもとに異形活動に活かしていく。

また、ブランドの確立のためには、ソーシャルブランディング(社会貢献活動を通じ、消費者、投資家の支持を集めてブランド価値を高めること)が大切であるとし、参加した若き経営者たちに向けて熱く語り、講演を結んだ。

セミナー修了後はビアパーティーが行われ、講師を務めた塩入氏にも参加いただき、米本泰青年部会長が挨拶を述べ、同年代の部会員同士で情報交換を交え親睦を深めた。



※CGM…ソーシャルメディアにあるお客様の言葉を収集・分析し、商品開発、商品改変に活用すること

お詫びと訂正

山形法人会ニュース7月号(Vol.427)付録の8月29日(水)開催のセミナー「仕事と家事の時短のためのストレスフリーな整理収納術」のご案内について、誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

(誤) 山辺商会館 電話 023-664-5634

(正) 山辺商会館 電話 023-664-5939



「ダイバーシティ -Diversity-」とは、「多様性」という意味であり、性別、年齢、人種、文化、宗教、国籍、言語、障がいの有る無しなどを、個性や価値観の違いと捉え、包摂する「インクルージョン」の理念が基礎となります。

地域に根ざしたケーブルテレビをベースとしながら、インターネットサービスやSNS、映画、スポーツ、音楽などを通じて山形から全国、世界へと情報を発信してまいります。

お問合せ 株式会社ダイバーシティメディア(旧株式会社ケーブルテレビ山形) 〒990-0025 山形県山形市あこや町1-2-4 TEL 023-624-5000 FAX 023-624-5100

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。

2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。

3. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。

消費税の期限内
納付を忘れずに。



消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の
方は振替納税も
利用できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

- ・償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。
- ・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

- ・地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。

【その他】

1. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）との統一的な運用を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるように環境整備が進められるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます。 ・複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムが導入されます。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる措置が講じられました。

世界にひとつだけ！
オリジナルラベルの
お酒を贈りませんか？

選べるお酒 × オリジナルデザイン

- ご結婚祝い ご長寿祝い ご誕生内祝い 各種記念日
父・母の日 ご退職 バレンタイン・ホワイトデー etc...



日本酒・焼酎
ワインなど
山形の地酒を
取り揃えています。

詳しくは

株式会社 大風印刷

〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘1-2-6

Tel. 023-689-1111



たった1%、されど1%。「1%」にこだわってみませんか？

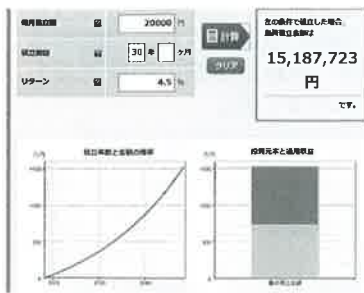
さくらんぼ最盛期です。このコラムを提出した時(六月二十二日)はちょうどさくらんぼの最盛期でした。私の祖父の家は専業農家です。この時期は親戚総出で大忙しです。さくらんぼも一粒ずつ丁寧な収穫し、箱詰めをしていきます。実はお金の世界では、さくらんぼの一粒にあたる「1%」は本当に大きなものになります。

住宅ローンをはじめとした借入(融資)では1%の金利差をかなり気にするかと思えます。それは金利差がダイレクトに返済負担に関わってくるからです。しかし、お金を育てる資産運用をする時の「1%」のコスト差は意外と軽視されがちです。

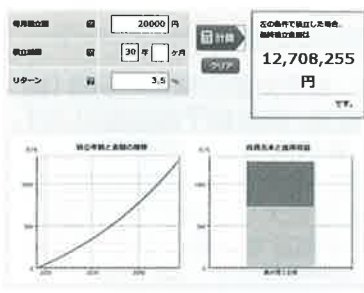
お金の世界での1%の差は本当に大きい。借入で1%の金利差が大きいのはご存じだと思います。今回は「資産運用」での1%のコスト差を考えてみます。

私は「普段から仕事や子育て、趣味、家庭など」で忙しい方にとって最も理にかなった資産形成方法は「投資信託」であると考えています。投資信託は文字通り、投資を信じて託すので託している先に対しての対価(コスト)を支払わないといけません。

A 投資信託 (信託報酬：年率0.5%)



B 投資信託 (信託報酬：年率1.5%)



ん。そのコストのことを「信託報酬」といいます。

毎月二万円を積み立てて三十年間運用リターンが5%で試算をしてみます。税金等は考慮しません。

A 投資信託 (信託報酬：年率0.5%)

この投資信託に投資した場合、実質的なリターンは5% - 0.5% = 4.5%となります。元本七二〇万円が最終的に一、五〇〇万円超にまで成長しました。約八〇〇万円の運用収益です。

B 投資信託 (信託報酬：年率1.5%)

この投資信託に投資した場合、実質的なリターンは5% - 1.5% = 3.5%となります。元本七二〇万円が最終的に一、二〇〇万円超にまで成長しました。運用収益は約五五〇万円です。

A 投資信託とB 投資信託の差は信託報酬(コスト)1%の差です。その差が三十年間で運用収益の差二五〇万円の差になって跳ね返ってきます。

もう一度言います。たった1%の差がお金の世界ではこれだけの差を生みます。運用成績は市場、為替、株価などによって変わるので何とも言えませんが、コストは絶対に「かかると言えます。そして、そのコストは自動努力で節約できます。

※シミュレーションは「楽天積立かんたんシミュレーション」

(<https://www.rakuten-sec.co.jp/webfund/sari-simulation/>)を使い

ました。カンタンに積立シミュレーションができますので是非利用してみてください。

どこで選べばいいの？
実際に世の中で売られている、またはオススメされている投資信託を見てみます。

金融機関の売れ筋トップ3 (金融機関で販売されているランキングトップ3)
オーストラリア株式投資信託：信託報酬年率 1.79%

日本株式・債券・不動産分散投資信託：信託報酬年率 0.90%

オーストラリア債券投資信託：信託報酬年率 1.18%

投資プロガーオーストラリアキング(プロ)：信託報酬年率 1.18%

並み、もしくはプロ以上の知識を有する投資プロガーがオーストラリア(ドトップ3)

全世界株式分散投資信託：信託報酬年率 0.2396%

先進国株式分散投資信託：信託報酬年率 0.20412%

アメリカ株式分散投資信託：信託報酬年率 0.1696%

「金融機関で売られている商品、金融機関が売りたい商品」と「資産形成を実践している方がオススメする商品」にはコスト面で大きな差があります。そのコストの差は自分の運用成果にダイレクトで響いてきます。「投資の神様」と呼ばれるウォーレン・バフェット氏はこう語ります。

「運用成績は変化します。だが、運用報酬(コスト)は揺るがない」

できるだけコストを削減し、効率よく運用していくことが大事だと「投資の神様」も証言しています。

ファイナンシャルサポーターでは、お客様が負担する手数料を徹底的に減らす方法を一緒に考えていきます。みなさんも是非1%の差にこだわってみませんか？

プロフィール

ファイナンシャルサポーター



大場 脩

山形をベースに活動しているFP(ファイナンシャルプランナー)。

日本大学商学部、荘内銀行、現在に至る。

「専門用語を使わずにわかりやすく教えてくれる」と好評を得るFP。

趣味はスポーツ観戦、マラソン、料理、犬、一人旅。

『ファイナンシャルサポーター』で検索！

Panasonic



パナソニック太陽光発電システム
発電量トップクラス。*

*1. 国内住宅用太陽光発電システム業界において、当社調べ。太陽光発電システム容量1kWあたりの年間推定発電量1,188kWh/kW [大阪市、HIT233/HIT240/HIT240α/HIT245α、パワーコンディショナVBP255A4-96%(330V時)の場合。] 2013年6月現在。一般社団法人 太陽光発電協会基準「年間推定発電量計算式」に基づく。

発電量トップクラスだから
小さな屋根でも、たっぷり発電。

山形パナソニック株式会社

本社 / 〒990-2401 山形市平清水1-1-75 ☎ (023) 622-5402 FAX (023) 625-7443

リレー通信 ほうじんの家交歓



保険や資産形成などお金に関するコンサルティングを主に行うTSプラザマネジメント

株式会社代表取締役社長で、ファイナンシャルプランナー（FP）の荒井要雄さんを、山形市芳野にある自社ビルに訪ねた。社長含め営業六名事務五名の計十一名の社員がいる。

二元は平成五年に父が創業した主に損害保険を扱う代理店があり、自分はその関係もあり大学を卒業後は損害保険のメーカーに勤務しました。その後、平成十五年にメーカーから独立し父の会社へ勤める事になり、事業内容を損害保険代理店から生命保険や資産運用、ファイナンシャルプランニング業へ事業を展開してきました。数年前に神奈川と長野に支店を持つ事になった際、事業を統合し今の会社を設立したのですが、金融業界の流れから今は山形のみで事業を行っています。父も会長として今でも主に損害保険の業務を行っています。」

荒井社長は四年前に社長に就任以来、資産運用、生命保険、相続対策などの個別相談業務の他、お金についてのライブプランセミナーなどの講演活動も行っている。

「保険業界のイメージとして売り

手市場になってきていることに疑問を感じていました。父の会社に戻ったとしても特定の保険会社に縛られない形で仕事をした、お客様と様々な保険会社の間で立って、お客様に合った商品を一緒に考え、探してくる、そんな立ち位置で仕事をしたい。そんな思いこそがFPという仕事を始めた動機でした」

現在は個人ばかりでなく法人の事業保障や事業継承、決算対策などの相談にも対応しており、また保険も資産運用も一つのメーカーに捕らわれずに商品をご紹介できる点が強みという。個人の資産運用については常に最新の情報に気を配り、短期的ではなく安定的な長期運用の提案を心掛けている。

FPはアメリカでは人生に必要なお金の専門家として認知されているが、日本では国家資格ではあるものの、これまでお金の事は国がやって



くれているという安心感からそこまが必要とされてきたイメージは無いかもしれない。年金制度にしても納めている人が貰っている人を支えているという賦課方式で成り立っているのでも自己責任という感覚はない。しかし今後も少子高齢化が進むと受給時期が六十五歳まで繰り下げられた時のように当然年金額が減っていく事が予想される。最近では個人型確定拠出年金という「税金面で優遇される自己責任の私的年金」が話題となっているが、そもそも資産形成の基本知識が無いと折角の制度も有効に活用できない。そこでいよいよ金融リテラシーの向上が必要になりFPの役割は大きくなっていく。

「国が『個人も貯蓄から投資へ』と舵を切らざるえない状況において、当然お金について相談する場所が必要になってきます。自己責任の時代になればなるほどFPの存在は大きくなると思います。」

座右の銘は「凡事徹底。」「当たりのことを徹底的にやる。それができないとそれ以上の事はできない」と荒井社長は理解し、職場でも徹底しているという。山工学部卒という業界では異色ではあるが、「会社のナンバーワンプレイヤー兼経営者という立場から、将来は真の経営者でありたい」と自らの未来を語った。

次号では株式会社製氷専務取締役 赤塚弘行さんを訪ねます。

今月は、

荒井 要雄さん
【TSプラザマネジメント 代表取締役】

次号は、

赤塚 弘行さん
【株式会社製氷 専務取締役】

吟醸生酒

大吟醸

壺天

こてん

男山 醸造元

山形市八日町二丁目四の十三

男山酒造株式会社



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

山形支社/山形県山形市諏訪町1-1-1
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社

山形支店/山形県山形市七日町3-5-20
(富士火災山形ビル3F) TEL 023-622-4322

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!



■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成
することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備
すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等から
e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は

e-Taxが24時間利用※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提
示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



発行 公益社団法人山形法人会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフィート十日町タワー203 TEL 023-632-7852(代) FAX 023-632-5787